

総基料第 121 号
令和 4 年 6 月 15 日

株式会社 NTT ドコモ
代表取締役社長 井伊 基之 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

事業法第 27 条の 3 では、モバイル市場の公正な競争環境を確保するため、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする規律を定めており、電気通信事業者及び販売代理店においてその遵守が求められている。

昨年、当省において、事業法第 27 条の 3 の規律の遵守状況に関する実態調査を実施したところ、調査の対象となった貴社の販売代理店のうち約 2 割において、規律の趣旨に反する端末販売拒否が確認された。

これを踏まえ、当省から貴社に対し、

- ・ 「販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和 3 年 5 月 25 日付け総基一第 59 号）により、事業法第 27 条の 4（指導等の措置義務）に基づき、貴社が講じている措置の実施状況を改めて確認するとともに、販売代理店に対し、不適切な行為が行われないようにするための措置を徹底するよう改めて求めること、
- ・ 「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）」（令和 3 年 9 月 17 日付け総基料第 216 号）により、事業法第 27 条の 3 の規律に反する行為が生じないように不断の取組を行うこと等を要請した。

本年も同様の調査を実施したところ、調査の対象となった貴社の販売代理店について、昨年の調査結果と比較して改善傾向は見られるものの、なお一定の割合の販売代理店において、事業法第 27 条の 3 の違反と判断される、又は違反が疑われる事案が確認された。

昨年の要請にもかかわらず、なお販売代理店においてかかる不適切な行為が行われていることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがある。このため、貴社においては、事業法第 27 条の 4 に基づき、貴社が販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するために講じている措置の実施状況について改めて確認し、必要に応じて見直しや強化を行うとともに、販売代理店に対し、不適切な行為が行われないようにするための措置を一層徹底するよう求めることを要請する。

なお、今後、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美育文 明治大学法学部名誉教授）及び「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」（座長：新美育文 明治大学法学部名誉教授）における議論を踏まえ、別途、追加的な対応を求めることがあり得るので、申し添える。

総基料第 121 号
令和 4 年 6 月 15 日

KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

事業法第 27 条の 3 では、モバイル市場の公正な競争環境を確保するため、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする規律を定めており、電気通信事業者及び販売代理店においてその遵守が求められている。

昨年、当省において、事業法第 27 条の 3 の規律の遵守状況に関する実態調査を実施したところ、調査の対象となった貴社の販売代理店のうち約 3 割において、規律の趣旨に反する端末販売拒否が確認された。

これを踏まえ、当省から貴社に対し、

- ・ 「販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和 3 年 5 月 25 日付け総基一第 59 号）により、事業法第 27 条の 4（指導等の措置義務）に基づき、貴社が講じている措置の実施状況を改めて確認するとともに、販売代理店に対し、不適切な行為が行われないようにするための措置を徹底するよう改めて求めること、
- ・ 「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）」（令和 3 年 9 月 17 日付け総基料第 216 号）により、事業法第 27 条の 3 の規律に反する行為が生じないように不断の取組を行うこと等を要請した。

本年も同様の調査を実施したところ、調査の対象となった貴社の販売代理店について、昨年の調査結果と比較して改善傾向は見られるものの、なお高い割合の販売代理店において、事業法第 27 条の 3 の違反と判断される、又は違反が疑われる事案が確認された。

昨年の要請にもかかわらず、なお販売代理店においてかかる不適切な行為が行われていることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがある。このため、貴社においては、事業法第 27 条の 4 に基づき、貴社が販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するために講じている措置の実施状況について改めて確認し、必要に応じて見直しや強化を行うとともに、販売代理店に対し、不適切な行為が行われないようにするための措置を一層徹底するよう求めることを要請する。

なお、今後、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美育文 明治大学法学部名誉教授）及び「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」（座長：新美育文 明治大学法学部名誉教授）における議論を踏まえ、別途、追加的な対応を求めることがあり得るので、申し添える。

総基料第 121 号
令和 4 年 6 月 15 日

ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮川 潤一 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

事業法第 27 条の 3 では、モバイル市場の公正な競争環境を確保するため、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする規律を定めており、電気通信事業者及び販売代理店においてその遵守が求められている。

昨年、当省において、事業法第 27 条の 3 の規律の遵守状況に関する実態調査を実施したところ、調査の対象となった貴社の販売代理店のうち約 1 割において、規律の趣旨に反する端末販売拒否が確認された。

これを踏まえ、当省から貴社に対し、

- ・ 「販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和 3 年 5 月 25 日付け総基一第 59 号）により、事業法第 27 条の 4（指導等の措置義務）に基づき、貴社が講じている措置の実施状況を改めて確認するとともに、販売代理店に対し、不適切な行為が行われないようにするための措置を徹底するよう改めて求めること、
- ・ 「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）」（令和 3 年 9 月 17 日付け総基料第 216 号）により、事業法第 27 条の 3 の規律に反する行為が生じないように不断の取組を行うこと等を要請した。

本年も同様の調査を実施したところ、調査の対象となった貴社の販売代理店について、昨年の調査結果と比較して改善傾向が見られず、なお高い割合の販売代理店において、事業法第 27 条の 3 の違反と判断される、又は違反が疑われる事案が確認された。

昨年の要請にもかかわらず、なお販売代理店においてかかる不適切な行為が行われていることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがある。このため、貴社においては、事業法第 27 条の 4 に基づき、貴社が販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するために講じている措置の実施状況について改めて確認し、必要に応じて見直しや強化を行うとともに、販売代理店に対し、不適切な行為が行われないようにするための措置を一層徹底するよう求めることを要請する。

なお、今後、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美育文 明治大学法学部名誉教授）及び「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」（座長：新美育文 明治大学法学部名誉教授）における議論を踏まえ、別途、追加的な対応を求めることがあり得るので、申し添える。

(公印・契印省略)

総基料第 121 号
令和 4 年 6 月 15 日

楽天モバイル株式会社
代表取締役社長 矢澤 俊介 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

販売業務及び販売代理店の業務の適正性確保に向けた規律の遵守の徹底
及び指導等の措置の実施について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

事業法第 27 条の 3 では、モバイル市場の公正な競争環境を確保するため、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする規律を定めており、電気通信事業者及び販売代理店においてその遵守が求められている。

今般、当省において、事業法第 27 条の 3 の規律の遵守状況に関する実態調査を実施したところ、調査の対象となった貴社の販売店及び販売代理店のうち、約 2 割という高い割合の店舗において、同条の違反と判断される事案が確認された。

販売店及び販売代理店においてかかる不適切な行為が行われることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがある。このため、貴社においては、事業法第 27 条の 3 の規律を遵守すること、また、事業法第 27 条の 4（指導等の措置義務）に基づき、貴社が販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するために講じている措置の実施状況を改めて確認するとともに、販売代理店に対し、不適切な行為が行われないようにするための措置を徹底するよう改めて求めることを要請する。

なお、今後、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美育文 明治大学法学部名誉教授）及び「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」（座長：新美育文 明治大学法学部名誉教授）における議論を踏まえ、別途、追加的な対応を求めることがあり得るので、申し添える。

総基料第 121 号
令和 4 年 6 月 15 日

一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
会長 金治 伸隆 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

販売代理店の業務の適正性確保に向けた措置の実施について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

事業法第 27 条の 3 では、モバイル市場の公正な競争環境を確保するため、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする規律を定めており、電気通信事業者及び販売代理店においてその遵守が求められている。

昨年、当省において、大手携帯電話事業者各社の販売代理店を対象に、事業法第 27 条の 3 の規律の遵守状況に関する実態調査を実施したところ、相当程度の販売代理店において、規律の趣旨に反する端末販売拒否が確認された。

これを踏まえ、当省から貴協会に対し、「販売代理店の業務の適正性確保に向けた措置の実施について（要請）」（令和 3 年 5 月 25 日付け総基一第 59 号）により、加盟各社で当該規律が適切に遵守されるよう、必要な情報の周知等、速やかに然るべき対応を取るよう要請した。

本年も同様の調査を実施したところ、昨年の調査結果と比較して全体的に改善傾向は見られるものの、なお高い割合の販売代理店において、事業法第 27 条の 3 の違反と判断される、又は違反が疑われる事案が確認された。

販売代理店においてかかる不適切な行為が行われることは、事業法の目的である公正な競争の促進や利用者の利益の保護に著しい支障を来すおそれがある。貴協会においては、改めて、加盟各社で事業法第 27 条の 3 の規律が適切に遵守されるよう、関連の情報の周知等、必要な対応を取るよう要請する。

なお、現在、「電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美育文 明治大学法学部名誉教授）において、貴協会から問題提起のあったいわゆる「転売ヤー」対策等について検討が進められている旨を申し添える。